

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 27 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

1 監査の実施期間

令和 7 年 9 月 3 日(水)から令和 7 年 10 月 27 日(月)まで

2 監査の対象部課等

教育部教育施設課

3 監査の対象及び範囲

教育部教育施設課の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 7 年 6 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。
- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。

- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 3 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

教育施設課

1 伝票の切分けについて(局長指摘事項)

消耗品・医薬材料・原材料・記念品料契約事務取扱要領<予算執行伺書の金額が 80 万円超>によれば、80 万円を超える消耗品については仕様書、参考見積書その他の書類を添付して予算執行に係る決裁を受け、契約課へ依頼しなければならないとされている。そして、150 万円を超えるものについては、契約課において入札を行うものとされている。

学校施設のプールに用いる薬剤である「ハイライト 90GH」「ハイライトニューエース T」「PH フラッツ S」については、そのすべてを同一の事業者から調達しており、かつ、令和 7 年 4 月から 6 月までの購入総額が 2,720,300 円であるところ、このうち 2,532,200 円分が令和 7 年 5 月 29 日に納品され、検収していた。しかしながら、同一日に納品され、検収したはずの薬剤に係る請求書が複数に分割され、結果として 17 件の支出負担行為兼支出命令書として起票、支出されていた。単価契約を締結した形跡もなく、かつ、契約課に入札を依頼することもなく、ほぼ同時期に 150 万円を超える金額の発注と納品がなされていることから、契約手続が適正に行われたとはいえない。

プールの総容積が変動しないのならば、過去の実績から需要量を予測することは可能である。事務を効率化するためにも、一括して発注する方法により、予算執行、業者選考の透明性向上に努めること。

2 学校施設の目的外使用について(局長指摘事項)

(1) 「学校施設」の定義と廃校への適用について

飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例(平成 20 年飯塚市条例第 11 号。以下「目的外使用条例」という。)第 1 条は、学校施設の定義を「飯塚市立小学校及び中学校の施設及び設備」としている。そして、飯塚市立小学校及び中学校とは、飯塚市立小学校設置条例(平成 18 年飯塚市条例第 82 号)別表又は飯塚市立中学校設置条例(平成 18 年飯塚市条例第 83 号)別表に定める学校のことをいう。

教育施設課が管理する旧飯塚市立第三中学校は、飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例(平成 25 年飯塚市条例第 33 号)の施行により、平成 26 年 4 月 1 日以降は市立中学校でなくなっている。したがって、同校の施設及び設備は目的外使用条例に規定する学校施設ということができず、同条例を根拠とし

て使用料を決定することは適当でない。

さらに、使用料に関する事項は条例で定めなければならない(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項)とされている以上、目的外使用条例の適用対象でない施設及び設備について、同条例の規定を類推適用して使用料を決定することはできない。

合法的に施設の使用料を決定し、徴収することができるよう、あらためて根拠規定を確認するほか、必要に応じて条例を改正すること。

(2) 使用料の還付について

飯塚市学校施設の目的外使用に関する条例施行規則(平成 20 年飯塚市教育委員会規則第 7 号。以下「目的外使用規則」という。)第 7 条によれば、既に納付した使用料の還付を受けようとする団体は、申請書を市長に提出しなければならないとされている。

しかしながら、団体から還付申請書の提出がないまま、キャンセル等により過誤納となった使用料により翌月以降に生じた使用料を減額する、「充当」処理をしていたものがあつた。目的外使用条例第 11 条本文にあるとおり、既に納付された使用料を還付しないという原則を採っている以上、「充当」処理をするためには、当該団体が既に納付した使用料に過誤納が含まれているという事実だけでなく、当該団体がその還付を求め、市長がそれを認めていることが前提となる。したがって、目的外使用規則第 7 条に定める申請書の提出がないままに「充当」することはできない。

今後は、適正に処理すること。

(3) 使用料の免除について

市長は、目的外使用条例第 12 条各号に該当する場合に限り、使用料を免除することができる。そして、「学校施設目的外使用 事務の流れ(令和 7 年 3 月改定版。以下「マニュアル」という。)」2 ページにおいては、原則として使用料を免除することができる団体を「A ランク」「B ランク」と呼称し、「C ランク」と呼称するものについては、原則として使用料を徴することとしている。

しかしながら、指導者が有償で指導を行っているとして「C ランク」で登録されている団体を、使用許可の際に「A ランク」と判定し、使用料の免除を認めているものがあつた。

使用料を徴収すべきものであれば、当該団体に請求すること。また、今後は適正に事務を行うこと。

3 見積書について(局長指摘事項)

令和7年度に施工された設備設置工事については、飯塚市契約事務取扱要領に基づき、3者から見積書を徴していたが、提出された見積書を確認したところ3者のうち1者の見積書において見積金額を訂正した痕跡が見受けられた。

見積書は公正な請負業者選定に際し最も基本となる書類で、見積書の提出後にその見積金額が訂正された場合、公正な業者選考に疑義が生じることから、見積金額の訂正は絶対に認めないこと。